

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 26 日

各指定就労選択支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 支 援 課 長
運 営 指 導 課 長

就労選択支援の実施について

標題について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、新たな障がい福祉サービスとして、令和 7 年 10 月から就労選択支援が開始されるにあたり、次のとおりお示ししますので、ご確認のうえ適切な事業の実施をお願いいたします。

なお、特別支援学校等に在学している場合の取り扱いにつきましては、令和 7 年 8 月 26 日付事務連絡「支援学校高等部等卒業（予定）者における就労選択支援の利用に向けた取扱い等について」をご確認ください。

記

1 実施通知やマニュアル等

- ・厚生労働省から、就労選択支援に係る詳細な実施通知やマニュアル等が示されており、大阪市ホームページにも掲載しておりますので、事業の実施にあたっては本通知と併せて**必ず**ご確認いただきますようお願いいたします。

〔大阪市ホームページ〕

トップページ＞産業・ビジネス＞障がい福祉サービス等＞お知らせ＞事業者の皆様へ＞就労選択支援について

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000652732.html#1>

〔通知等〕

- ・就労選択支援の実施について
- ・就労選択支援マニュアル
- ・就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について

2 就労選択支援の基本方針

- ・ 短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価や就労に関する意向、就労するために必要な配慮やその他の主務省令で定める事項について整理を行います。アセスメント結果を踏まえ、障がい者本人や関係者(家族や学校、支援機関等)を交えた多機関連携によるケース会議を行い、障がい者本人の就労に関する意思決定支援を行います。

〔参考〕主務省令で定める事項

- ・ 障がいの種類および程度
- ・ 就労に関する意向
- ・ 就労に関する経験
- ・ 就労するために必要な配慮および支援
- ・ 就労するための適切な作業の環境
- ・ その他適切な選択のために必要な事項

〔留意事項〕

- ・ 就労選択支援は、本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。本人との協同による意思決定を支援するサービスであり、就労の可否を判断したり、どの就労系障がい福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではありません。

3 就労選択支援に期待する効果

- ・ 専門的な研修を修了した就労支援の経験・知識を有する人材の配置により、就労に関するアセスメントに関し、専門的な支援を受けることが可能となること。
- ・ 本人の就労能力や適性、ニーズや強み、本人が力を発揮しやすい環境要因、職業上の課題、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となること。
- ・ 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援A型・B型利用開始後も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となること。

4 サービスの対象者

- ・就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者が対象となります。
- ・また、就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、原則として就労選択支援を予め利用することとなります。

〔留意事項〕

サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

（厚生労働省「就労選択支援実施マニュアル」より）

- ・50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能です。
- ・以下の場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が認められます。
 - ① 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ② 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

〔参考〕

- ・待機期間について

就労選択支援の支給決定期間は、原則1か月（最大2か月）のため、1か月程度の待機期間が生じる可能性があり、それを超える待機期間が生じる場合には、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを受けることも可能です。

- ・サービスの支給申請を行う際には、原則として指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案が必要です。

〔留意事項〕

- ・利用者自らが計画を作成する、いわゆるセルフプランでの利用を妨げるものではありませんが、就労選択支援は計画相談との連携が重要な事業であるため、就労選択支援の利用申請があった際には、指定相談支援事業所の利用勧奨を行っております。
- ・セルフプランでサービス利用を行う場合は、必要に応じて、関係機関や、他の就労支援機関等とも連携し、情報共有を行ってください。

5 支給決定期間

- ・支給決定期間は原則 1 か月です。

〔留意事項〕

- ・支給決定期間を延長することは原則想定されておりませんが、1 か月の支給決定を行い、支援開始後に以下の事由に該当することが明らかになった場合に限り、一度のみ、再度 1 か月の支給決定を行うことが可能です。
 - ① 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1 か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
 - ② 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1 か月以上の時間をかけた観察が必要な場合
- ・なお、当初から以上の事由に該当することが明らかな場合に限り 2 か月間の支給決定を行うことも可能ですが、その場合は支給決定期間を延長することはできません。

6 支援実施内容

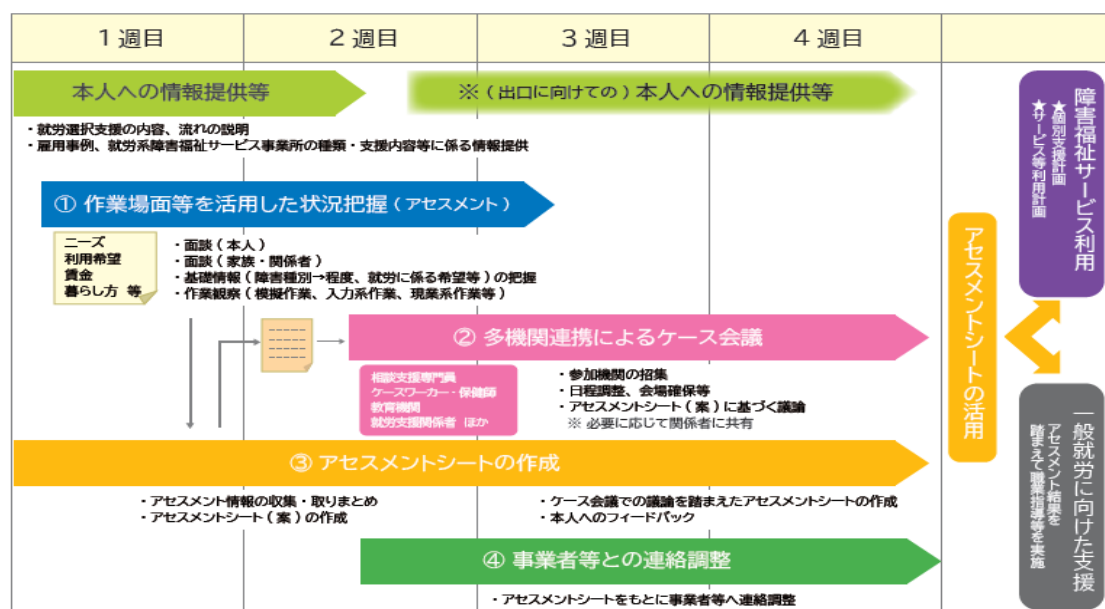
- ・就労選択支援では、サービスの利用開始から終了するまで、本人に必要な情報を提供し、アセスメントの場面では、本人との協同を通じて、本人の意思決定を支援するサービスになります。そのため就労選択支援事業所は、区地域自立支援協議会への定期的な参加や、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとされています。
- ・1月当たりの利用日数は、就労移行支援等と同様、原則として各月の暦日数から8日を控除した日数を限度とします。

〔留意事項〕

- ・利用日数の例外について
「心身の状態が不安定である」などの利用者の状態等に鑑み、保健福祉センター所長が必要と判断した場合に限り、「原則の日数」を超えて利用ができます。
- ・ただし、就労選択支援については、就労選択支援の事業運営上の理由による、いわゆる事業所都合の場合の特例は認められません。

〔参考〕

- ・就労選択支援サービスの流れ（イメージ）



（厚生労働省「就労選択支援実施マニュアル」より）

- ・主な実施内容は以下のとおりです。
 - (1) 評価及び整理の実施
 - (2) 多機関連携によるケース会議
 - (3) アセスメント結果の作成・共有
 - (4) 関係機関との連絡調整等の実施

〔留意事項〕

- ・報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として、利用者に対して、直接支援を行った場合とします。(利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象となりますが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としません。)
- ・実施内容のうち、未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、全体として報酬算定の対象となりません。ただし、利用者都合により支援が途中で中断した場合にはこの限りではありません。
- ・一方、多機関連携によるケース会議や利用者等へのアセスメント結果の提供、事業者等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合等、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用した支援（オンラインによる支援）としても差し支えはございません。

(1) 評価及び整理の実施

- ・就労選択支援では、就労アセスメントの手法を活用しながらサービスを提供します。アセスメントの目的は「進路の検討」であり、障がい者の就労の可否を判断するものではありません。
- ・面談や具体的な作業場面の評価手法などを用いて、本人の就労に関する情報を抽象的な状態から具体的な状態へと解像度を高めていきます。それらの情報を用いて、その方に必要な支援を検討する情報提供を行うことが大切になります。

〔参考〕

- ・アセスメントの目的と手法を理解する際には、下記参考資料もご活用ください。

「改訂版・就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000822241.pdf>

(厚生労働省ホームページ より)

〔留意事項〕

- ・アセスメントについては、作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから、対面での実施を基本とします。

- ・他のアセスメント実施機関により既にアセスメントが実施されている場合は、就労選択支援事業所の効果的な支援や本人の負担軽減のため、当該アセスメントを活用、もしくは参考として差し支えありませんが、当該アセスメントにおいて不足する内容があれば、本人の過度な負担にならない範囲で追加的にアセスメントを行ってください。アセスメントは原則1年以内に実施されたものを活用することとしますが、本人の置かれている環境に変化があった場合や、疾病や事故等による本人自身の能力や機能が大きく変化した場合、障がい福祉サービスの利用を経て就労能力や就労に関する意向等が大きく変化した場合は、同様のアセスメントから1年経過していない場合でも改めてアセスメントを実施するものとします。

〔留意事項〕

- ・就労選択支援事業者が労無報酬を得る目的で、利用申請の前後で他のアセスメント実施機関の利用を勧め、当該機関のアセスメント結果や設備を流用することはできません。
- ・他機関に情報提供を依頼する場合は、必ず事前に本人の同意を得るようにしてください。

〔参考〕

- ・他のアセスメント実施機関とは、障がい者就業・生活支援センターや障害者職業センター、就労系障がい福祉サービス事業所、障害者職業能力開発訓練事業を行う機関、特別支援学校等を想定しています。また、本人が医療機関を利用している場合は、必要に応じて、医療機関とも連携してください。

（２）多機関連携によるケース会議

- ・多機関連携によるケース会議は、本人や家族、地域の関係機関とアセスメント結果を共有し、就労選択支援利用後の適切な支援につなげていくための会議です。ケース会議を通じて、自己理解を促すとともに、本人の主体的な選択を支援していきます。

〔留意事項〕

- ・ケース会議の中心はあくまで「本人」であり、本人が主体的に選択し、意思決定できる環境を整えてください。
- ・アセスメントや支援方針の検討において、偏りが出ないよう複数の視点を取り入れ、中立性・客観性を担保してください。
- ・アセスメント結果は、専門的な用語を避け、本人(保護者)や家族が理解しやすい形で共有してください。
- ・連携の姿勢と信頼関係の構築： 関係機関同士が上下関係なく対等な立場で意見を出し合い、協力し合う姿勢が重要となります。

(3) アセスメント結果の作成・共有

- ・アセスメントシートは、本人が希望する就労支援を検討するために活用するものです。
- ・アセスメントを基に得られた情報をシートに落とし込み、本人の情報をわかりやすく整理し、「就労に向けた今後のプラン」を考えていくために必要なものであり、就労における利用者の現状と課題について、本人・家族、各関係機関に客観的に伝えるために有効です。
- ・作成したアセスメント結果は利用者や相談支援事業所等に共有するとともに、支給決定権者において、実施した支援内容や本人の状況等を把握することが望ましいとされていることから、就労選択支援利用者のアセスメント結果については、必ず各区保健福祉センターへもご提出ください。

〔留意事項〕

- ・就労選択支援の利用終了後、区保健福祉センターあてアセスメント結果をご報告願います。
- (1) 提出書類
- 【別紙】就労選択支援事業における評価結果報告書
 - アセスメントシート
- (2) 提出先
- 利用者が支給決定を受けている区保健福祉センター
- (3) 提出期限
- アセスメント終了後速やかに

〔参考〕

- ・アセスメントシートの様式に指定はございませんが、参考に以下の様式をお示します。
- 就労支援のためのアセスメントシート（高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED) 開発）
- <https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/kyouzai78.html>
- （独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 ホームページ）

(4) 関係機関との連絡調整等の実施

- ・就労選択支援事業所は、アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて障がい福祉サービス事業、指定特定相談支援事業、公共職業安定所(ハローワーク)、障がい者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との適切な支援の提供のために必要な連絡調整を行います。

〔留意事項〕

- ・本人の希望とアセスメント結果を踏まえ、本人が働き方についてより良い選択ができるよう、進路先が適切にマッチングするように留意してください。
- ・事業者ごとに強みや特徴等、特色があるため、それらも理解した上で、本人に適切な選択肢を提示することが必要です。
- ・複数の選択肢がある場合は、本人・家族が選択しやすいようにそれぞれの事業者ごとの特色や支援内容をわかりやすく伝えてください。
- ・福祉、教育、労働、医療、行政等、異なる関係機関との連携となるため、各関係機関に対して「連携が必要な事項を明確にすること」「本人の全体像の共通認識が持てるような配慮や工夫」が必要となります。
- ・進路先の事業者等の支援内容や進め方、必要な手続等を理解した上で進めてください。
- ・就労選択支援利用から次への進路がスムーズに進むよう、アセスメントの実施と並行して進路候補先の情報収集や連絡調整を行いましょう。
- ・進路先の事業者等には、本人の希望や目標、将来的な見通しなども含めた総合的なアセスメント結果について情報提供を行います。本人に関わる関係機関の情報も合わせて伝えます。
- ・なお、アセスメント結果の関係機関への情報共有の際には、本人の同意が必要なことに留意ください。

7 他のサービスとの同一日の利用について

- ・就労選択支援は、支援内容・報酬に重なりがない場合は、他のサービスを同一日に併給することができます。

〔参考〕

・同一日に併給可能なサービスの例

① 放課後等デイサービスとの同日利用

（例）障がい児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する。

就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービスであって、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれません。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できます。

② 障がい児入所施設との同日利用

（例）障がい児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する。

就労選択支援は、就労に関する客観的かつ専門的なアセスメントを行うサービスである一方、障がい児入所支援は、保護や日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うサービスですが、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれません。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できます。

また、障がい児入所施設に措置入所している児童や、児童養護施設の入所児童、里親に委託をされている児童等、児童福祉法に基づき措置されている児童については、**やむを得ない措置により、措置の対象となったまま就労選択支援事業を利用することができます**。なお、この場合は、相談支援事業を利用することはできません。

〔留意事項〕

- ・障がい福祉サービスの日中活動サービス（※）については、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されていることから支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できません。

（例）午前就労継続支援B型を利用し、午後就労選択支援を利用する

- ・ただし、事業所間同士の合議による報酬の按分（一方の事業所が報酬を請求し、もう一方の事業所と按分する）により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではありません。

（例）

- ① 同一日の別の時間帯に各々のサービスを提供する場合は各々の利用時間に基づき報酬を按分する。
- ② 同一日の同時間に両サービスを提供する場合（A型事業所の作業場面において就労選択支援のアセスメントを行う等）は報酬を等分する。

※日中活動サービス…生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）

8 同一法人が運営する就労系障がい福祉サービスの利用者について

- ・就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できません。ただし、最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用を認めることとします。

〔問合せ先〕

福祉局障がい者施策部
障がい支援課（就労系サービス担当）
電話：06-6208-8015

福祉局障がい者施策部
運営指導課（指定・指導グループ）
電話：06-6241-6520